

令和7年

第1回おいらせ町議会定例会

追加議案書

青森県おいらせ町

令和7年 第1回おいらせ町議会定例会追加議案書 目次

| 議案番号 | 件名 | 頁 |
|-------|------------------------------------|---|
| 報告第4号 | 専決処分の報告について（自動車破損に係る損害賠償の額の決定について） | 5 |

報告第 4 号

専決処分の報告について

町の瑕疵による自動車破損に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和 7 年 3 月 1 3 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

専決第 5 号

自動車破損に係る損害賠償の額の決定について

町道において発生した自動車破損に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について（平成18年9月11日おいらせ町議会議決）第1号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 7 日 専決

おいらせ町長 成 田 隆

処分理由

令和7年1月17日に発生した、町道瑕疵による自動車破損に係る損害賠償について、損害賠償の額が確定したため、地方自治法第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について第1号の規定により専決処分するものである。

別紙

1 相手方

(運転者) おいらせ町在住者

2 事故の概要

令和7年1月17日、午前6時40分頃、おいらせ町住吉四丁目地内の町が管理する町道整備予定地を走行中に、道路に生じていた穴に積雪により気づかず衝突し、フロントバンパー左側（助手席側）下部が破損したもの

3 損害賠償の額

397,000円

4 示談の内容

(1) 町は相手方に対し、本件事故に関する一切の損害賠償として

397,000円を支払う。

(2) 本件示談のほか、町及び相手方の間には、一切の債権債務関係がないことを確認する。

5 町の過失割合

100パーセント